

第六十八号議案

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例（昭和四十六年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
第四条の表東京都立中央・城北職業能力開発センター高年齢者校の項位置の欄を次のように改める。

東京都新宿区百人町三丁目二十五番一号

第四条の表東京都立城南職業能力開発センター大田校の項位置の欄を次のように改める。

東京都大田区羽田旭町十番十一号

第十三条第一項第三号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改め、
同条第二項第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立中央・城北職業能力開発センター高年齢者校及び東京都立城南職業能力開発センター大田校の移転に伴い、位置を改めるほか、職業訓練の基準に係る規定を改める必要がある。